

法人県民税（法人税割）の超過課税の延長について（お知らせ）

令和7年1月 沖縄県

県税につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

法人県民税の法人税割につきましては、社会福祉の充実、文教施設の整備及び中小企業の育成などの事業に充てる財源として、全国的に超過課税が実施されており、本県におきましても社会福祉の充実及び中小企業の育成などの事業の財源として、平成7年度から実施してきたところですが、引き続き当該施策の財源とするため、令和7年6月1日から令和12年5月31日までの間に終了する事業年度分について、超過課税を延長させていただくこととしました。

つきましては、この趣旨をご理解の上、今後ともご協力くださるようお願い申し上げます。

○適用期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日までの間に終了する各事業年度分

○超過課税の目的 ※変更はありません

社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源とするため

○超過課税適用要件及び税率 ※変更はありません

要 件	税 率
・ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人	1.8%
上記以外の法人	1.0%

※ 標準税率は1.0%（超過課税は標準税率に0.8%を加算）

○税収の推移

（単位：百万円）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法人県民税法人税割	3,826	2,431	1,829	1,681	1,702
うち超過課税分	731	464	729	680	689

【お問い合わせ先】

沖縄県総務部税務課

TEL:098-866-2101

Email: aa007005@pref.okinawa.lg.jp